

3 交通関係規程

交通関係規程総則

(1) 基本的な考え方

高校生として交通安全の重要性を自覚し、交通法規を遵守し、自他の生命を尊重する。特に、「交通法規」・「本校交通関係規程」を守り、交通事故を撲滅するとともに、健全で秩序ある学校生活を送る。

(2) 通学規程

生徒の通学方法は、「徒歩」・「電車」・「バス」・「自転車」・「原動機付自転車」とする。これらの通学方法は、下記の規程に従って学校長に届け出を行い、承認又は許可を得なければならない。

① 徒歩通学規程

通学時には、交通事故に十分注意するとともに、他の交通機関等の妨げとならないようにすること。

② 電車・バス通学規程

乗車マナーを守ること。乗降場所から学校間の通学は、徒歩通学規程による。

③ 自転車通学

自転車通学は許可制とする。許可を受けない者の自転車通学を禁止する。

詳細は別に定める「自転車通学規程」による。

④ 原動機付自転車

特別に許可する。詳細は別に定める「二輪車利用規程」による。

⑤ その他

下記の事項を守ること。

ア 自動車による送迎

家人の運転する自動車に限って許可する。

イ その他の通学手段

事前に届け出を行い承認を得ること。

(3) 運転免許取得規程

① 原動機付自転車・自動二輪車運転免許

別に定める本校「二輪車利用規程」の「(2) 二輪車免許取得規程(原動機付自転車・自動二輪)」に従って、特別な事情があるときは免許取得を認める。

② 普通自動車運転免許

別に定める本校「普通自動車免許取得規程」に従って、免許取得の対象者で許可条件を満たす者及び特別な事情がある者について教習及び免許証の取得を許可する。

付 則

この規程は、平成27年7月より実施する。

自転車通学規程

(1) 許可条件

自転車通学は許可制とする。許可を受ける者は、(2) 許可者の遵守事項」を守れる者。許可を受けない者の自転車通学を禁止する。

(2) 許可者の遵守事項

① 通学自転車について

- ア 許可ステッカー（鑑札）を自転車の見やすいところに貼付する。
- イ 盗難防止のため、防犯登録を行い、カギを複数用意すること。
- ウ 夜間事故防止のため、前照灯と後部反射鏡を装備すること。
- エ 事故防止のため、適正な位置にベルを装備し、ハンドルやブレーキレバー・サドルも適正な位置にすること。また、改造しないこと。
- オ 余分な装飾・ステッカー貼付等を行わないこと。
- カ 点検整備を定期的実施すること。
- キ ミニサイクル・折りたたみ自転車等に類する自転車、および、電動キックボードは禁止とする。また、ロングアップハンドルは禁止する。スタンドは必ずつけること。
- ク 買い替えなどによる変更がある場合は、(4) の①～⑤に従って新たに許可を受けること。
- ケ 自転車保険に加入すること。

② 登下校時

- ア 他の交通の妨げとなる行為をしない。（右側通行・二人乗り・並列走行・傘さし運転・信号無視・一時停止無視・携帯電話・メールをしながらの運転等）
- イ 必ず自転車用ヘルメットを着用する。
- ウ 雨ガッパを携帯し、雨天時には必ず着用する。自転車に傘を備えることを禁止する。
- エ 夜間は、必ず前照灯を点灯させる。
- オ 交通法規を守り、常に事故防止・安全運転を心掛ける。

③ 駐輪について

- ア 指定された自転車置き場に駐輪する。
- イ 駐輪の際は、必ず施錠する。
- ウ 登校後、下校するまで自転車を移動させない。

(3) 許可の取り消し

(2) 「許可者の遵守事項」に違反した場合は、許可を取り消す。

(4) 新入生が許可を受けるための手順

- ① 自転車通学許可願の配布
- ② 自転車通学許可願の提出（(2) 「許可者の遵守事項①」を満たしていること） 入学式
- ③ 通学手段の届け出 4月
- ④ 通学許可願自転車の点検。氏名を明記したヘルメット、雨ガッパの確認 4月
- ⑤ 点検合格者に許可ステッカー（鑑札）の交付（1枚150円） 4月
- ⑥ 学年途中で自転車通学を希望する者は、随時、係に申し出て①～⑤の手順に従って許可を受けること。

付 則

この規程は、令和4年4月から実施する。

二輪車利用規程

(1) 目的

「高等学校生徒の二輪車利用規制に関する指導基準」に従い、二輪車利用を規制することにより、本校生徒の二輪車による交通事故防止を図ることを目的とする。

(2) 二輪車免許取得規程（原動機付自転車・自動二輪）

- ① 免許取得に関しては、取得の意義や有用性、遵守事項の厳守など、学校と十分協議・確約した上で、保護者責任のもと取得する。
- ② 免許の取得にあたっては、必ず学校に届け出をすること。
- ③ 免許取得に際して、学校を欠席することは認めない。原則として、夏季休業中、冬季休業中、学年末学年始め休業中に免許を取得すること。
- ④ 免許を取得した者でも、二輪車通学許可にならない者は、「二輪車の運転」及び「二輪車の購入」は認めない。
- ⑤ 原則免許取得を希望する当該学期までの成績で不振科目を3科目以上有していない者。

(3) 二輪車通学許可規程

① 対象者は、下記のいずれかに該当する者

ア 部活動加入者、生活・行動面、通学距離の三条件を全て満たす者

☆部活動加入者

部活動により、通学時間の節約が必要と認められた者

☆生活・行動面

基本的な生活習慣が身につけており、社会規則、校内規則を遵守している者

☆通学距離

本校より約8km以遠、かつ上信電鉄の最寄り駅より約5km以遠の在住者

イ 通学困難な地区の在住者で、生活・行動面の条件を満たす者

☆通学困難な地区

下仁田町（青倉の七久保・平原地区、西野牧の黒川・滑岩地区、南野牧）

南牧村（六車、砥沢、奥の萱、大倉）

安中市（一部地域を除く）

甘楽町（秋畑地区） 等

☆生活・行動面

基本的な生活習慣が身につけており、社会規則、校内規則を遵守している者

② 二輪車は、原動機付自転車とする。

③ 二輪車通学許可の申請

申請は、クラス担任、部活動の顧問及び保護者と十分相談した上で、クラス担任を通じて行う。

申請の手順は、以下の通りとする。

ア クラス担任と顧問に十分相談の上、申請書を受理する

イ 二輪車通学許可申請書の提出手順

保護者(または生徒) → クラス担任 → 交通指導係

(4) 二輪車通学許可の停止・取り消し

通学許可以降、許可時の条件を満足していないと認められた場合、取り消しを行う。取り消しを受けた者は速やかに、運転許可証及び貼付ステッカーを学校に提出すること。また「通学許可者の遵守事項」に違反した場合や特別指導を受けた者は通学許可を一定期間停止する。

(5) 通学許可者の遵守事項

- ① 通学目的のみに利用すること
- ② 許可された通学区間のみ利用すること
- ③ 交通法規を守り、安全運転をすること
- ④ ヘルメットを着用すること
- ⑤ 二人乗りをしないこと
- ⑥ 二輪車の貸借をしないこと
- ⑦ 自賠責保険に加入すること
- ⑧ 二輪車を十分に整備すること
- ⑨ 二輪車を改造しないこと
- ⑩ 二輪車、ヘルメットとも余分な装飾を行わないこと
- ⑪ 雨ガッパを常に準備しておくこと
- ⑫ 安全運転実技講習会に出席すること

(6) 通学許可の手順

- ① 二輪車通学許可の申請
 - ・ 1学期： 7月31日までに満16歳になる者
 - ・ 2学期： 12月31日までに満16歳になる者
 - ・ 3学期： 4月 1日までに満16歳になる者
- ② 交通指導係による調査
- ③ 生徒指導部会での審議（担任含む）
- ④ 職員会議で審議、決定
- ⑤ 免許取得許可証の発行
- ⑥ 原動機付自転車試験受験
 - ・ 夏季休業中、冬季休業中、学年末学年始め休業中に免許を取得すること。
- ⑦ 職員会議で報告
- ⑧ 運転許可会への出席（保護者同伴）
 - ア 利用二輪車確認
 - イ ステッカーを二輪車後部貼付
 - ウ 校章ステッカーをヘルメットに貼付
 - エ 運転許可証の発行

付 則

この規程は、平成27年7月から実施する。

普通自動車免許取得規程

(1) 免許取得の対象者

3年生で、原則として、進路が内定し、申請条件と申請時期を満たした者

(2) 申請条件と申請時期

[申請条件]

- ① 進路が内定していること。
- ② 1学期の評定と2学期の評定で、不振科目を3科目以上有しないこと。
- ③ 2月の家庭学習以降は不振科目を有しないこと。

[申請時期]

9月（進路内定後）～2月

(3) 申請と免許取得の手続き

① 申請の手続き

- ア 教習説明会出席 …………… 免許取得までの手順を説明
- イ 普通自動車免許取得申請書の配布 …………… 申請条件を満たす者
- ウ 普通自動車免許取得申請書の提出 …………… 教習開始予定日の2週間前
- エ 職員による審査 …………… 申請条件の確認
- オ 許可証発行

② 免許取得の手続き

- ア 入 所 許可日以降とする。許可証に入所確認印を受け、教習するときは、必ず携行する。
- イ 教 習 授業日は、放課後（清掃終了後）とする。
- ウ 卒業検定 教習所（授業日は不可）
- エ 免許試験 運転免許試験場（授業日は不可。ただし、家庭学習日は除く）

(4) 許可者の遵守事項

① 学校生活

- ア 学業を最優先させる。
- イ 学習に専念し、許可日以降の定期試験で3科目以上の不振科目を出さない。
- ウ 生活態度をきちんとし、生徒指導上の特別指導を受けない。

② その他

- ア 定期試験の1週間前から試験終了時まで教習を停止する。
- イ 病気・怪我等が理由で学校を欠席・早退した日（放課後を含む）の教習は禁止する。
- ウ 送迎については、保護者、本人、教習所の三者で十分相談して、トラブル、事故等の無いようにすること。

(5) 免許取得後の遵守事項

- ① 免許を取得したら、速やかに学校に報告すること。
- ② 学校への利用はいかなる場合も認めない。
- ③ 在学中に特別な理由があって普通自動車を運転する場合には、必ず保護者が監督し、同乗できる場合のみ認める。（この場合の特別な理由とは、卒業後の必要性により、運転の練習をすることである。ただし、仮免許での練習は認めない。）
- ④ 運転中に事故や違反があった場合には、速やかに学校に報告すること。

(6) 教習の停止・許可の取り消し

- ① 許可者の遵守事項を守れない者は、教習を停止する場合がある。
- ② 申請しないで教習所に入所した場合や免許を取得した場合は特別指導の対象とする。また、免許取得後の遵守事項に違反した場合にも、特別指導の対象とする。

(7) 上記以外の免許取得希望者について

生徒及び保護者は、免許取得に関して、取得の意義や有用性、遵守事項の厳守など、学校と十分協議する。

付 則

この規程は、令和3年7月から実施する。

交通事故・違反

交通事故（加害、被害、自損）に遭った場合は、速やかに担任を通じて交通事故報告書を交通指導係に提出すること。また、交通違反についても交通指導係に報告すること。